

富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金実施要領

1 趣旨（富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条関係）

大規模な災害の復旧においては、広範囲・長期に及ぶため、組織的かつ関係機関と連携した活動が可能であるボランティア団体・グループが行う被災地又は被災者に対する支援活動を支援することが効果的である。このため、被災地においてボランティア活動を行う団体・グループを支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図るもの。

2 内容

(1) 対象事業（交付要綱第3条、第4条及び第5条関係）

ア 対象災害

現地災害ボランティアセンター、現地市町村社会福祉協議会又は市町村災害対策本部が災害ボランティアを受け入れ、被災地支援を運営する災害

イ 対象者

アに該当する災害で、その復旧期の被災者支援活動を行う団体・グループ（5名以上の構成員で組織）

区分		県内に拠点を置く 団体・グループ	県外に拠点を置く 団体・グループ
被災地	県内	対 象	
	県外	対象外	

ウ 対象となる活動

復旧期の被災者支援活動（被災者宅のがれき・家財撤去、泥かき、避難所運営支援等）

※業務で被災者支援活動を行う場合は対象外

※被災地の災害ボランティアセンター、市町村社会福祉協議会や市町村災害対策本部で受け付けし、必要な連携を図りながら行う活動であること。

(2) 補助対象経費（交付要綱第6条関係）

ア 活動費：支援活動に必要な物品、資機材、消耗品の購入費等（別表）、印刷製本費

イ 旅 費：支援活動に必要な被災地への往復及び被災地での交通費

a 貸切バス利用料

b レンタカー利用料

c マイカー・バイク

d 公共交通機関利用料

※出発地から被災地（現地災害ボランティアセンターや活動場所）までの合理的かつ経済的な往復経路に係る交通費を対象とする。

※被災地での活動を行う上で必要となるタクシー代、バス代、駐車料金等

※高速道路利用料は、申請による減免が受けられない場合に限る。

合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とする。ただし、高速道路が寸断される等、特別な事情がある場合は、対象とする。

※車賃の額は路程1kmにつき37円とする。(参考：県旅費規則)

全路程を通算して計算

片道走行距離km×2(=往復)(通算した路程の1km未満の端数は切捨て)×37円

※徒歩により出発地から現地災害ボランティアセンターや活動場所へ移動するものとした場合の移動距離が片道2km以上の場合を対象とする。

ウ 宿泊費

支援活動に必要な滞在に要する宿泊費

※1実労働日ごとに1泊まで認める。

※食事に係る費用を除く。

※1人1泊当たり7,500円/日を上限とする。

※宿泊費に食事代が含まれている場合は、食事代を減額する。食事代の明記がない場合は、朝食代1,000円、夕食代が1,500円を減じた額を宿泊費とする(この場合も上限額は7,500円)

エ その他活動に必要な経費で知事が認めたもの

(3) 補助限度額(交付要綱第7条関係)

1団体当たり20万円(該当する災害ごと1回限り)

※他の助成制度との併用は可。ただし、同一の補助対象経費に対し、補助金を二重に受け取ることはできない。

(4) 適用期間

現地災害ボランティアセンター等が開設、災害ボランティアの受付を開始したときから、閉鎖し活動を終了するまで

※予算上限に達した場合はその時点で終了し、補助できないことがある。

3 交付手続(交付要綱第8条関係)

災害ボランティア団体・グループは、補助金の交付について、交付要綱に基づき災害ボランティア活動支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)及び必要添付書類(現地災害ボランティアセンター等が発行した活動証明、口座振込依頼書(様式第3号)事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等)を活動終了後、30日以内に知事に提出し、県が補助金を交付する。

4 施行期日

令和5年7月31日(令和5年6月28日以後に発生した事案について適用する。)

別表

必要な資機材（例示）

1 必要な資機材（地震）

分類	品目	備考	分類	品目	備考
資機材・消耗品	一輪車	資機材・ガレキ運搬		ブルーシート	雨漏り対策、床の養生など
	スコップ	剣型と角型がある		ロープ	
	レーキ	ガレキを集める、整地する		ゴミ袋	
	ほうき		安全・衛生	ヘルメット	
	てみ			安全靴	
	ちりとり			踏抜防止インソール	
	土のう袋	屋根にはUVが好ましい		防じんマスク	
	土のうホルダー			ゴーグル	
	ペンチ	鉄筋の切断など		手袋類	革手袋・軍手
	金のこぎり	鉄筋の切断など(替え刃多めに)		タオル	ぞうきんや衛生用品として
	大ハンマー	ブロックの解体など		消毒液	
	バール	床や柱はがし、釘を抜くなど			
	のこぎり	木材の解体など			

2 必要な資機材（内水・外水・土砂）

分類	品目	備考	分類	品目	備考
資機材・消耗品	角型スコップ	床下の泥だしなど	資機材・消耗品	てみ	床下の泥だし
	剣型スコップ	固い土を掘る		水切りワイパー	拭き掃除
		※大・小がある		モップ	拭き掃除
	バール	壁落とし・床板はがし		スポンジ	吸水・拭き取り
	一輪車	荷物・泥の運搬		バケツ	ぞうきん・タオルの洗浄
	土のう袋	土砂をまとめる		高圧洗浄機	泥の洗浄
	土のうホルダー	土のう作りの補助		ホース	洗浄・高圧洗浄機に接続
	移植ゴテ	家の中の細かい泥だし		左官用フネ	機材の洗浄
	デッキブラシ	床、道路、壁掃除		ゴミ袋	
	ほうき			踏抜防止インソール	
	竹ぼうき		防じんマスク		
	じょれん	側溝の泥だし	手袋類	軍手・ビニール手袋・革手袋	
	くわ	側溝の泥だし	タオル	掃除ほか	
	ちりとり	床下の泥だし	消毒液	床下・手指の消毒	